

## 宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定



宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）と宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則及び平成20年度に作成した「宗像地区水道事業広域化基本計画」に基づき、水道事業等を統合するにあたり次のとおり基本的事項を協定する。

### （統合の目的）

第1条 水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、市民に対し清潔で豊富低廉な水道水を供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとする。

### （統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成22年4月1日とする。

### （統合の方法）

第3条 宗像地区事務組合水道用水供給事業、宗像市水道事業、福津市福間地区水道事業、福津市津屋崎地区水道事業を廃止し、宗像地区事務組合水道事業を創設するものとする。

2 宗像市大島簡易水道事業、宗像市地島簡易水道事業及び福津市簡易水道事業は、事務組合に引き継ぐものとする。

3 事務組合は、平成22年度の事業については、統合前の事務組合及び関係市の計画をそれぞれ引き継ぐものとするが、平成23年度以降の事業については、速やかに宗像地区事務組合水道計画を作成し、それを推進するものとする。

### （水道料金）

第4条 統合時の水道料金は、統合前の関係市の料金体系によるものとし、統合後、3年以内に料金の統一を行うものとする。

### （水道用資産）

第5条 関係市は、統合において、水道事業の用に供しているすべての資産等を事務組合に引き継ぐものとする。

2 引き継いだ水道用資産の内、水道事業の用に供しなくなった固定資産は、速やかに用途廃止を行い関係市へ返還するものとする。

### （水道施設の建設及び更新）

第6条 事務組合は、給水サービスの向上を図るため、水道施設の建設及び更新を推進するものとする。特に、老朽管更新事業については、特別な事情がない限り、他の事業より優先してこれを行うものとする。

【資料4 - 1】

- 2 浄水施設等の大規模な改修及び更新は、原則として行わないものとする。
- 3 送水及び配水施設等については、統合後、速やかに整備計画を作成し、それを推進するものとする。

(財政調整)

第7条 事務組合は、関係市の長と協議のうえ、事業經營に支障をきたさない範囲において、財政調整措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項または、本協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年9月11日

宗像市東郷五丁目5番3号  
宗像地区事務組合 組合長   


宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 

福津市中央1丁目1番1号  
福津市長   


## 宗像地区水道事業等の統合に関する協定

宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）と宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）は、宗像地区の水道事業等を統合するにあたり、関係する基本的事項について次のとおり協定する。

### （統合の目的）

第1条 水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、関係市の市民に対し清潔で豊富低廉な水道水を供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとする。

### （統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成22年4月1日とする。

### （統合後の水道事業等）

第3条 統合後の事務組合が經營する水道事業等は、宗像地区事務組合水道事業、宗像地区事務組合地島簡易水道事業、宗像地区事務組合大島簡易水道事業、宗像地区事務組合本木簡易水道事業とする。

### （事務組合の組織）

第4条 事務組合の統合時における組織は、宗像地区事務組合機構図（別紙1）のとおりとする。

2 前項の組織の見直しについては、必要に応じて、事務組合と関係市で協議するものとする。

### （職員構成）

第5条 統合後の事務組合の職員構成は、事務組合職員及び関係市からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）をもって構成する。

- 2 派遣職員数の割合は、原則、前々年度の有収水量を基本に事務組合と関係市で協議のうえ、決定するものとする。
- 3 派遣職員の身分、職等については、事務組合と関係市協議のうえ、定めるものとする。
- 4 派遣職員の給与等の支給については、派遣協定により、別に定めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 宗像地区事務組合水道事業及び宗像地区事務組合簡易水道事業に要する経費の負担は、交付税繰出基準等に基づくものとする。

- 2 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計及び宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計に係る收支不足額については、関係市が負担するものとする。

【資料4 - 2】

(水道用資産等の引継)

第7条 関係市から事務組合に引き継ぐ水道用資産等は、水道用資産等の引継要領(別紙2)により引き継ぐものとする。

(財政調整)

第8条 宗像地区における水道事業統合に関する基本協定書第7条に規定する財政調整は、事務組合及び関係市の平成20年度決算における数値を基に有収水量1m<sup>3</sup>あたりの固定資産のうち自己形成資産額及び補てん財源をもとに算出した額710百万円を基本に行うものとする。

2 財政調整の手法は、平成21年度福津市水道事業会計において、処理できるものは、これを行い、残余の額が生じた場合は、平成22年度宗像地区事務組合水道事業会計に基金等を設け、財政調整に有効な事業の遂行に充てるものとする。

(緊急時の対応)

第9条 事務組合の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等については、関係市と事務組合との応援協定により対応するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は、本協定の内容に疑惑が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

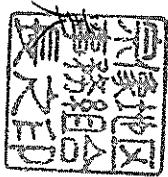
本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月26日

宗像市多禮298番地

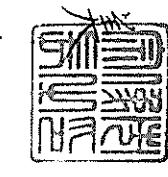
宗像地区事務組合 組合長

八木博



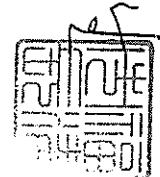
宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長

小山達也



福津市中央1丁目1番1号  
福津市長

吉田正

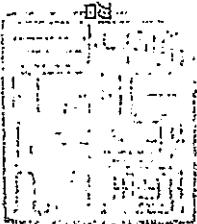


厚生労働省発達 1210 第3号  
平成 21 年 1 月 10 日

宗像地区事務組合

組合長 谷井 博美 殿

厚生労働大臣 長妻 晴



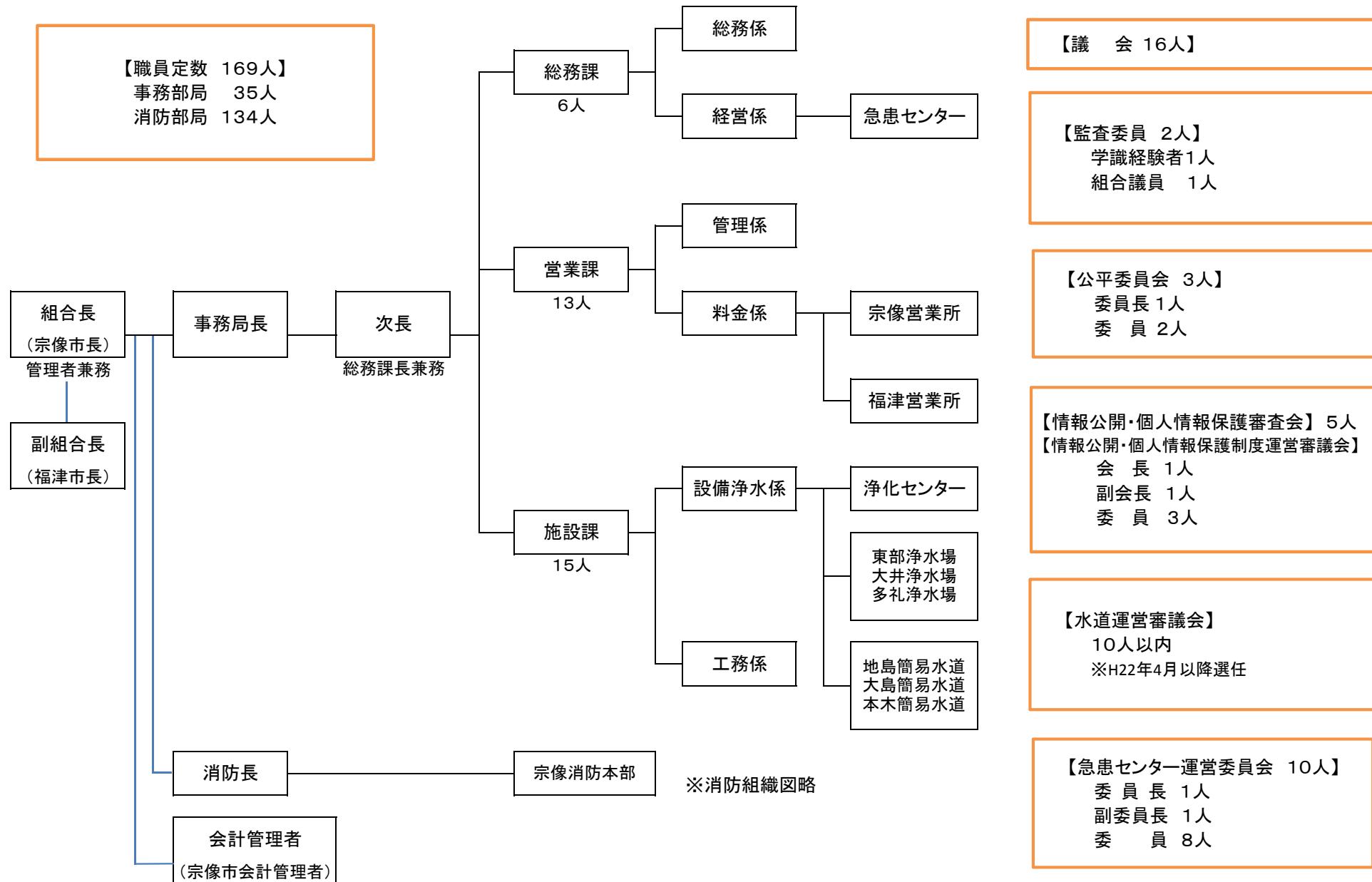
水道事業の創設の認可について

平成 21 年 12 月 3 日付け 21 宗事総第 746 号をもって申請のあつた標

記については、認可する。

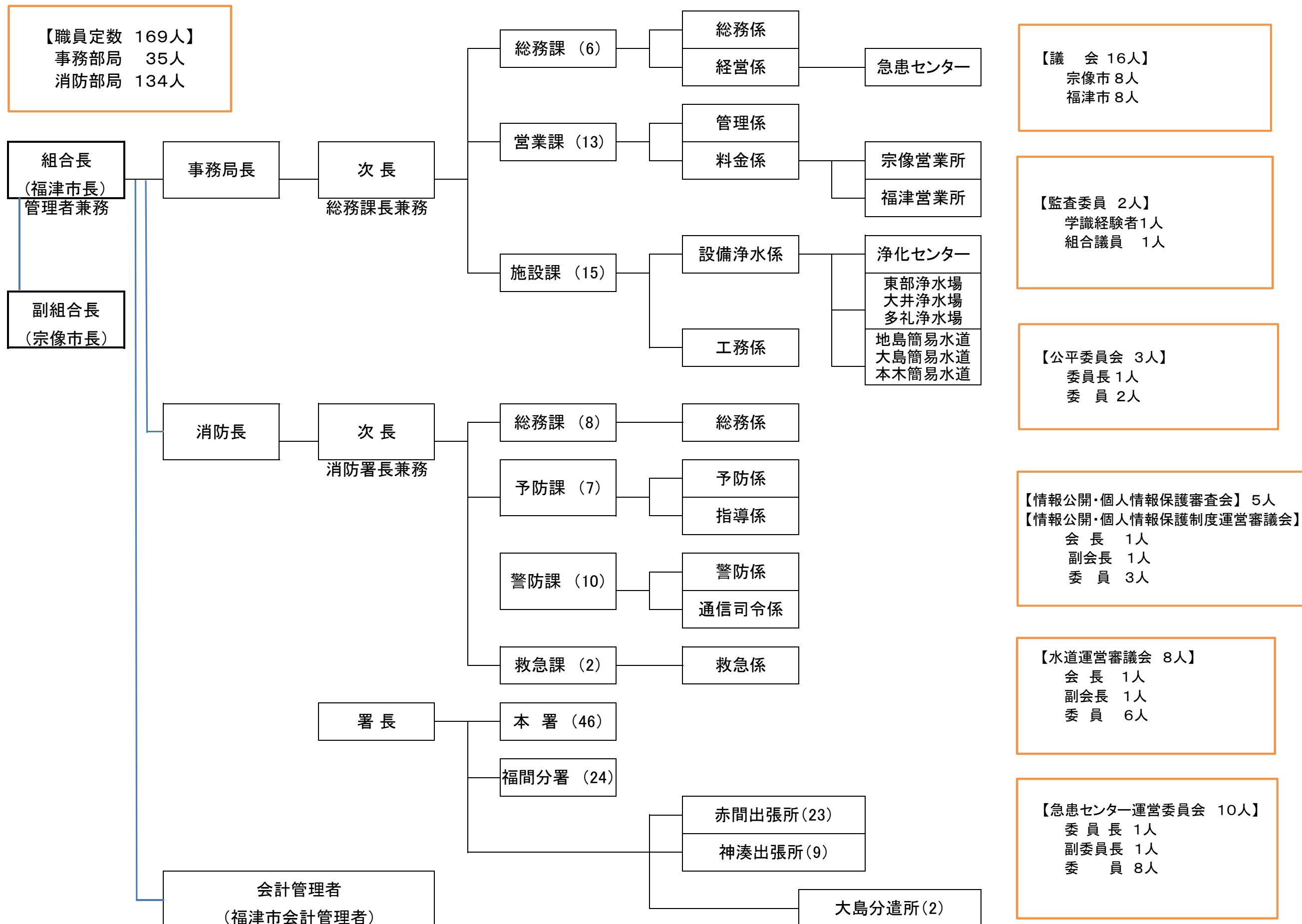
## 宗像地区事務組合 事務部門機構図

(平成22年4月1日現在)



## 宗像地区事務組合機構図

(平成22年11月1日現在)



## 派遣職員の取扱いに関する協定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、●●市（以下「市」という。）から宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の身分の取扱い等について、●●市長（以下「市長」という。）と宗像地区事務組合長（以下「組合長」という。）は、次のとおり協定する。

### 1 派遣職員及び派遣期間

派遣職員及び派遣期間その他これらに係る事項は次のとおりとする。ただし、市長と組合長が協議の上、当該派遣期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

| 派遣職員 | 派遣期間 |    | 経過期間等（協定締結日現在） |      |
|------|------|----|----------------|------|
|      | 始期   | 終期 | 経過期間           | 残余期間 |
|      |      |    |                |      |
|      |      |    |                |      |
|      |      |    |                |      |

### 2 身分等

市長は、派遣職員を、派遣職員が現に保有する身分のまま派遣を命じ、組合長は派遣職員を宗像地区事務組合職員に任命するものとする。

### 3 給与

派遣職員の給与（退職手当を除く。）については、市の職員に適用される関係規定（以下「市の関係規定」という。）を適用し、市において支給するものとし、事務組合は、それらに相当する金額を負担金として、市長が指定する方法により、市に納付するものとする。ただし、期末手当及び勤勉手当については、当該職員が基準日に事務組合に在職している場合に限るものとする。

### 4 退職手当

派遣職員の退職手当については、市の関係規定を適用し、市が負担し、支給するものとする。

### 5 旅費

派遣職員の旅費については、事務組合の関係規定を適用し、事務組合が負担し、支給するものとする。

## 6 公務災害補償

派遣職員の公務災害補償については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に規定する派遣職員の公務災害補償については、事務組合においてその事務を行うものとする。
- (2) 前号のものに係る公務災害補償基金への地方公共団体の負担金については、市が納付し、事務組合は、これに相当する金額を負担金として、市長が指定する方法により、市に納付するものとする。
- (3) 負担金の払い込みは、平成22年4月分からとする。

## 7 共済関係

派遣職員の共済関係については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 派遣職員に係る共済関係については、市の関係規定を適用し、市が負担し、支給するものとする。
- (2) 派遣職員に係る共済組合の負担金については、市が納付し、事務組合は、これらに相当する金額を負担金として、市長が指定する方法により、市に納付するものとする。

## 8 勤務時間及び休暇等

派遣職員の勤務時間及び休暇等については、事務組合の関係規定を適用するものとする。

## 9 服務

派遣職員の服務については、事務組合の関係規定を適用するものとする。

## 10 健康管理

派遣職員の健康管理については、事務組合において行うものとする。ただし、市が派遣職員のために実施する健康管理の事業を妨げるものではない。

### 11 分限

派遣職員に対して分限処分をしようとする場合は、市長と組合長は、その都度協議するものとする。

### 12 懲戒

派遣職員の懲戒については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 派遣職員の懲戒については、事務組合の服務に関して義務違反等があった場合は、事務組合の関係規定を適用するものとする。
- (2) 市又は事務組合において、懲戒に関する規定を適用し、処分しようとする場合は、市長と組合長は、その都度協議するものとする。

### 13 報告

市長と組合長は、派遣職員に係る次の各号に定める事項につき、必要な都度、相互に通知するものとする。

- (1) 任用上の変動
- (2) 昇格又は昇給
- (3) 給与改定による支給額の変更
- (4) 勤務状況及び公務災害

#### 1.4 協定期間

この協定は、市長が職員を派遣した日から効力を生じ、派遣職員が、派遣を終え、この協定に基づく事務処理が完了する日まで効力を有するものとする。

#### 1.5 その他

その他派遣職員の取扱いに関する必要な事項は、市長と組合長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本協定 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 4 月 1 日

(住所)  
●●市  
●●市長 ● ● ● ●

宗像市多禮 298 番地  
宗像地区事務組合  
組合長 谷 井 博 美

## 水道用資産等の引継要領

水道事業の統合に関する協定書第7条に規定する水道用資産等の引継は、次によるものとする。

### 1 固定資産について

- (1) 関係市の水道用固定資産は、無償ですべて事務組合に引き継ぐものとする。ただし、統合後、必要と認められないものは、関係市と事務組合の協議により引き継ぎをしないことができる。
- (2) 事務組合は、前号により引継いだ固定資産のうち土地等については所有権移転登記を行うものとし、その他名義変更を要するものも同様とする。
- (3) 事務組合は、関係市が水道用施設用地として賃貸借している個人等所有の土地については土地賃貸借契約を締結する。(ただし、契約書の内容については、現在関係市が締結しているものを基本とする。) この場合において、関係市は当該土地所有者との賃貸借契約を解除するものとする。

### 2 流動資産について

- (1) 関係市の現金及び預金については、平成22年3月31日現在の日計表に記載された金額を事務組合に引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金等の未収金の引継ぎにあたっては、未収金台帳等により内訳(年度、住所、氏名、金額)を明記し、事務組合に引き継ぐものとする。
- (3) 前2号以外の流動資産については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 3 繰延勘定について

繰延勘定については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 4 固定負債について

固定負債については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 5 流動負債について

流動負債については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 6 資本金について

資本金について、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 7 剰余金について

剰余金について、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

### 8 資産の引継日

事務組合への資産引継ぎは、平成22年4月1日とする。

### 9 その他

関係市が水道事業に関して締結している協定等について、継続が必要なものは事務組合が引き継いで協定等を締結するものとする。この場合において、関係市は当該協定等により離脱し、又は当該協定等を解除させるものとする。

《宗像市》

水道用資産等の引継書

水道事業の統合に関する協定書第 7 条の規定及び別紙水道用資産等の引継要領に基づき、平成 22 年 3 月 31 日現在の水道用資産等を別紙引継目録のとおり引き継ぎます。

平成 22 年 4 月 1 日

宗像市東郷一丁目 1 番 1 号  
宗像市長 谷 井 博 美

別紙、引き継ぎ目録のとおり水道用資産等の引き継ぎを受けました。

平成 22 年 4 月 1 日

宗像市多禮 298 番地  
宗像地区事務組合  
組合長 谷 井 博 美

## 引 繼 目 錄

## 1 固定資産

| 項目         | 金額(円)          | 備考 |
|------------|----------------|----|
| (1) 有形固定資産 | 11,154,459,374 |    |
| 土地         | 661,691,301    |    |
| 建物         | 112,089,927    |    |
| 構築物        | 9,897,048,390  |    |
| 機械及び装置     | 480,785,849    |    |
| 量水器        | 0              |    |
| 車両運搬具      | 1,115,333      |    |
| 工具器具及び備品   | 1,728,574      |    |
| 建設仮勘定      | 0              |    |
| (2) 無形固定資産 | 0              |    |
| 施設利用権      | 0              |    |
| 固定資産合計     | 11,154,459,374 |    |

## 2 流動資産

| 項目          | 金額(円)         | 備考 |
|-------------|---------------|----|
| (1) 現金預金    | 919,513,055   |    |
| (2) 未収金     | 86,324,639    |    |
| (3) 貯蔵品     | 12,669,165    |    |
| (4) 釣銭準備金   | 70,000        |    |
| (5) その他流動資産 | 500,000       |    |
| 流動資産合計      | 1,019,076,859 |    |

## 3 繰延勘定

| 項目      | 金額(円) | 備考 |
|---------|-------|----|
| (1) 開発費 | 0     |    |
| 繰延勘定合計  | 0     |    |

## 4 固定負債

| 項目         | 金額(円) | 備考 |
|------------|-------|----|
| (1) 他会計借入金 | 0     |    |
| (2) 引当金    | 0     |    |
| 固定負債合計     | 0     |    |

## 5 流動負債

| 項目           | 金額(円)       | 備考 |
|--------------|-------------|----|
| (1) 未払金      | 15,300,000  |    |
| (2) 前受金      | 0           |    |
| (3) 一時借入金    | 0           |    |
| (4) 預り金      | 121,483,386 |    |
| (5) その他の流動負債 | 500,000     |    |
| 流動負債合計       | 137,283,386 |    |

## 6 資本金

| 項目        | 金額(円)         | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| (1) 自己資本金 | 906,796,446   |    |
| (2) 借入資本金 | 3,073,962,262 |    |
| 企業債       | 3,073,962,262 |    |
| 他会計借入金    | 0             |    |
| 借入資本金合計   | 3,980,758,708 |    |

## 7 剰余金

| 項目          | 金額(円)         | 備考 |
|-------------|---------------|----|
| (1) 資本剰余金   | 7,620,803,750 |    |
| 工事負担金       | 2,120,448,359 |    |
| 他会計補助金      | 902,447,645   |    |
| 国庫(県)補助金    | 1,543,200,678 |    |
| 受贈財産評価額     | 3,053,196,509 |    |
| その他資本剰余金    | 1,510,559     |    |
| (2) 利益剰余金   | 434,690,389   |    |
| 減債積立金       | 134,000,000   |    |
| 建設改良積立金     | 0             |    |
| 当年度未処分利益剰余金 | 300,690,389   |    |
| 剰余金合計       | 8,055,494,139 |    |

《福津市》

水道用資産等の引継書

水道事業の統合に関する協定書第 7 条の規定及び別紙水道用資産等の引継要領に基づき、平成 22 年 3 月 31 日現在の水道用資産等を別紙引継目録のとおり引き継ぎます。

平成 22 年 4 月 1 日

福津市中央一丁目 1 番 1 号  
福津市長 小山達生

別紙、引き継ぎ目録のとおり水道用資産等の引き継ぎを受けました。

平成 22 年 4 月 1 日

宗像市多禮 298 番地  
宗像地区事務組合  
組合長 谷井博美

## 引 繼 目 錄

## 1 固定資産

| 項目         | 金額(円)         | 備考 |
|------------|---------------|----|
| (1) 有形固定資産 | 8,175,036,359 |    |
| 土地         | 1,803,056,467 |    |
| 建物         | 60,301,994    |    |
| 構築物        | 5,691,302,925 |    |
| 機械及び装置     | 476,151,949   |    |
| 量水器        | 44,821,973    |    |
| 車両運搬具      | 1,237,081     |    |
| 工具器具及び備品   | 387,933       |    |
| 建設仮勘定      | 97,776,037    |    |
| (2) 無形固定資産 | 441,830       |    |
| 施設利用権      | 441,830       |    |
| 固定資産合計     | 8,175,478,189 |    |

## 2 流動資産

| 項目        | 金額(円)         | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| (1) 現金預金  | 1,739,900,000 |    |
| (2) 未収金   | 59,582,926    |    |
| (3) 貯蔵品   | 17,477,495    |    |
| (4) 釣銭準備金 | 1,000,000     |    |
| 流動資産合計    | 1,817,960,421 |    |

## 3 繰延勘定

| 項目      | 金額(円)     | 備考 |
|---------|-----------|----|
| (1) 開発費 | 3,200,000 |    |
| 繰延勘定合計  | 3,200,000 |    |

## 4 固定負債

| 項目         | 金額(円) | 備考 |
|------------|-------|----|
| (1) 他会計借入金 | 0     |    |
| (2) 引当金    | 0     |    |
| 固定負債合計     | 0     |    |

## 5 流動負債

| 項目           | 金額(円)       | 備考 |
|--------------|-------------|----|
| (1) 未払金      | 299,226,000 |    |
| (2) 前受金      | 0           |    |
| (3) 一時借入金    | 0           |    |
| (4) 預り金      | 21,063,547  |    |
| (5) その他の流動負債 | 1,000,000   |    |
| 流動負債合計       | 321,289,547 |    |

| 項目        | 金額(円)         | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| (1) 自己資本金 | 3,942,834,379 |    |
| (2) 借入資本金 | 1,072,622,318 |    |
| 企業債       | 3,073,962,262 |    |
| 他会計借入金    | 1,600,000     |    |
| 借入資本金合計   | 6,088,079,015 |    |

## 7 剰余金

| 項目         | 金額(円)         | 備考 |
|------------|---------------|----|
| (1) 資本剰余金  | 4,372,706,872 |    |
| 工事負担金      | 990,146,184   |    |
| 他会計補助金     | 398,369,368   |    |
| 国庫(県)補助金   | 1,898,534,641 |    |
| 受贈財産評価額    | 1,077,033,061 |    |
| その他資本剰余金   | 8,623,618     |    |
| (2) 利益剰余金  | 287,185,494   |    |
| 減債積立金      | 15,381,000    |    |
| 建設改良積立金    | 0             |    |
| 当年度未処分利益剰余 | 271,804,494   |    |
| 剰余金合計      | 4,659,892,366 |    |

## 宗像地区事務組合施設の緊急時における関係市の応援に関する協定

宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等に関し、宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）の応援について、次のとおり協定する。

- 1 関係市は、応援の連絡窓口（以下「担当課」という。）を定め、事故等が発生したときの連絡及び応援の要請等は、当該担当課を通じて行うものとする。
- 2 関係市は、前項に定める担当課について緊急時連絡表（別記様式）を作成し、事務組合に送付するものとする。なお、その内容に変更が生じたときは、その都度事務組合に連絡するものとする。
- 3 関係市の事務組合への応援は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 応急給水及び施設の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供
  - (2) 応急給水及び施設の応急復旧に必要な職員の派遣
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
- 4 事務組合は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、関係市に応援を要請するものとし、要請を受けた関係市はこれに応じるものとする。
- 5 応援要請の手続は、事務組合が次の各号に掲げる事項を口頭、電話その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援要請した関係市に文書を送付するものとする。
  - (1) 被災状況
  - (2) 応援に必要な資機材、物資及び車両並びに人員
  - (3) 応援を受ける場所
  - (5) 応援を受ける期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項
- 6 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、原則として事務組合が負担するものとし、負担区分は別表のとおりとする。
- 7 前項の規定により難いときは、事務組合と関係市が協議して定めるものとする。
- 8 本協定に定めのない事項又は、本協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 22 年 4 月 1 日

宗像市多禮 298 番地

宗像地区事務組合

組合長 谷 井 博 美

宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市長 谷 井 博 美

福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

福津市長 小 山 達 生

別記様式

## 緊急時連絡表

関係市名 宗像市

|       |           |      |              |
|-------|-----------|------|--------------|
| 担当課名  | 総務部 総務課   | 電話   | 0940-36-5050 |
|       |           | FAX  | 0940-37-1242 |
| 責任者   | 総務課長 柴田祐治 | 昼間電話 | 0940-36-5050 |
|       |           | 夜間電話 | [REDACTED]   |
| 補助責任者 | 総務係長 大隈義仁 | 昼間電話 | 0940-36-5050 |
|       |           | 夜間電話 | [REDACTED]   |

別表

## 経費の負担区分

|              | 事務組合が負担する費用                              | 関係市が負担する費用      |
|--------------|--|-----------------|
| 人件費          | 時間外勤務手当、旅費                               | 給料、時間外勤務手当を除く手当 |
| 車両<br>機材等の費用 | 燃料費（ガソリン、軽油）、修理費                         | 損料              |
| 補償関係         | 応援職員の傷病に対する応急的な治療費<br>応援作業中の第三者に対する損害賠償金 | 応援職員の災害補償費      |

別記様式

## 緊急時連絡表

関係市名 福津市

|       |        |      |              |
|-------|--------|------|--------------|
| 担当課名  | 生活安全課  | 電話   | 0940-43-8107 |
|       |        | FAX  | 0940-43-3168 |
| 責任者   | 中村 英彦  | 昼間電話 | 0940-43-8106 |
|       |        | 夜間電話 | [REDACTED]   |
| 補助責任者 | 羽田野 弘清 | 昼間電話 | 0940-43-8107 |
|       |        | 夜間電話 | [REDACTED]   |

別表

## 経費の負担区分

|              | 事務組合が負担する費用                              | 関係市が負担する費用      |
|--------------|--|-----------------|
| 人件費          | 時間外勤務手当、旅費                               | 給料、時間外勤務手当を除く手当 |
| 車両<br>機材等の費用 | 燃料費（ガソリン、軽油）、修理費                         | 損料              |
| 補償関係         | 応援職員の傷病に対する応急的な治療費<br>応援作業中の第三者に対する損害賠償金 | 応援職員の災害補償費      |